

性の健康な社会とは

性の健康に関する国際的な流れと理解

社団法人日本家族計画協会会長 松本 清一

目次

はじめに	4
一、世界的な「性の健康の推進」が発展するに至る重要な契機	6
二、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）の推進	7
A. WHOの提唱	7
B. 国際家族計画連盟（IPPF）、国際産科婦人科連合（FIGO）の推進	8
C. 「カイロ行動計画」によるリプロダクティブ・ヘルスの確立	8
D. 第四回国連世界女性会議（北京会議）での促進	9
E. その後の評価	10
三、「性の健康」とは	11
A. 「性の健康」とリプロダクティブ・ヘルス	11
B. モントリオール宣言「ミレニアムにおける性の健康」	12
資料一 モントリオール宣言	13
四、性の権利	15
A. 世界性科学学会（WAS）の「性の権利宣言」	15
資料二 性の権利宣言	16
B. 国際家族計画連盟の「性と生殖の権利」に関する憲章	18
資料三 「性と生殖の権利」に関する憲章	19
五、二十一世紀の扉を開くセクシュアル・ヘルス	29
A. 心と絆を基本とする性科学の確立	29
資料四 二十一世紀における性の健康と権利	30
―その前進と展望―	30
六、セクシュアル・ヘルス推進のための行動と戦略	38
資料五 セクシュアル・ヘルス推進のための行動と戦略	39

七、「性の健康」からみた性教育	54
A. 性教育のあり方	54
資料六 性教育やエイズ教育のプログラムが	
成功する要因	55
B. 包括的なセクシュアリティ教育の特徴と効果	56
資料七 包括的なセクシュアリティ教育の特徴	56
C. 性教育をめぐる最近の問題	59
八、わが国の現状	60
九、今後の課題	62
資料八 「性の健康な社会」の特徴	62

一、世界的な「性の健康の推進」が発展するに至る重要な契機

世界的に「性の健康の推進」が発展するに至る重要な契機は、一九六八年にテヘランで開催された「人権に関する国際会議」にさかのぼるといふ(※1)。この会議で「家族と子どもの保護は現在も国際社会の関心事である。親は子どもの数と産む間隔を自由にかつ責任をもって決める基本的人権をもつ」と記され、ここで初めて、親には家族計画に対する人権があることが明言されたのである。

次いで一九七四年に、最初の「国連人口会議」である「世界人口会議」がブカレストで開催されたが、この会議の結果が「世界人口行動計画(WPPA)」としてまとめられた。この中で、「人口に関する総合的目標がいかなるものであれ、人々には、子どもの数と出産間隔を十分な情報に基づき、自由にかつ責任をもって決定する権利があることを尊重する」ことが勧告され、人口問題に関する国際協力を大いに推進し、家族計画の必要性を国際的議論の土俵にのせることに成功した。そしてさらに一九七五年には、

第一回世界女性会議がメキシコ・シテイで開かれ、男女平等を確立するために家族計画の権利が必須であることが明記された。

一九八四年には、「国際人口会議」がメキシコ・シテイで開催され、前回の会議以降、家族計画に関する知識も情報・手段へのアクセスも一段と普及したことが認められたが、途上国では避妊を望む女性のうち、その方法を手で行えるのは半分に過ぎず、「満たされないニーズ」の問題が初めて明らかになった。また男性が女性と共に家族計画、育児など、すべての家庭生活の責任を分担することが、人口政策を互に開発目標を達成する上で必要なことや、人工妊娠中絶は、いかなる場合でも家族計画の手段として推進されてはならず、各国政府には「母子保健プログラムにおける健康の手段として家族計画を支援すること」が要請された。

思春期の家族計画ニーズもこの会議で初めて議題として取り上げられ、情報と適切なサービスの必要性がうたわれた。「政府は思春期の男女が家庭生活と性教育を含む適切な教育を受けられるよう保障しなければならない。思春期の若者には、それぞれの国の変化しつつある社会文化的枠組みに則して、適切な家族計画情報とサービスが提供されなければならない」とされている。

そして一九九二年にリオデジャネイロで開催された国連環境開

発会議（UNCED 地球サミット）では、持続可能な開発という概念が推進され、経済、保健、社会の発展は環境と調和させる必要があるとし、持続可能な開発は、「適切な人口政策」と環境対策に重要な役割を担う女性の完全参加を通じて実現できるものとした。

出典（※1）家族計画国際協力財団（ジョイセフ）、「世界のリプロダクティブ・ヘルスをめざす道のり 日本語版」（To Better Communication Project, Euro NGO 編二〇〇四年）

二、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）の推進

A. WHOの提唱

リプロダクティブ・ヘルスという概念は一九九〇年にWHOのヒト生殖研究・開発・研修特別プログラムのディレクターで、産

婦人科医の Fathalla によって提唱されたものである。

Fathallaは、WHOの「健康の定義」にしたがって、「リプロダクティブ・ヘルス」を「身体の中で生殖に関するシステム・機能・過程のすべてに関して、単に疾病や異常が存在しないというだけではなく、身体的、精神的、および社会的にみて完全に良好な状態（well-being）と定義される、基本的な人間の権利である」と定義した。

そして、その基本的要素を次の四つとしている。

- (一) 妊孕性^{にんようせい}を調節し、抑制できること（特に女性にとって）
- (二) すべての女性にとって安全な妊娠と出産
- (三) すべての新生児が健康な小児期を享受できるような新生児の健全性
- (四) 性感染症からの自由 (Sciatta, 一九九三年)

すなわち、人々が希望する数の子どもを希望するときにもつことができ、安全に妊娠・出産を経験して健全な子どもを産み、性感染症の恐れなしに性的関係をもてるということである。